

環境みらい都市の認定について

1 目的

地球温暖化問題が待ったなしの状況となった今、これにストップをかけることは、現代を生きる私たちが直ちに取り組むべき課題であり、子供や孫など将来の世代への私たちの責務である。

このような認識のもと、埼玉県では、地球温暖化対策の視点から、本県の将来あるべき姿と、その実現に向けた目標と施策を示した「ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション2050」を平成21年2月に策定した。この計画の中で、2020年の温室効果ガスを2005年比で25%削減するという目標を掲げている。

また、平成21年3月には、温暖化対策に関する具体的な制度を盛り込んだ「埼玉県地球温暖化対策推進条例」を制定したところである。

本県では、この計画や条例に基づき、地域総ぐるみ、県民総ぐるみで温暖化対策を進めていくことで、目標達成を目指していく。

県民、地域総ぐるみで地球温暖化対策を進めるには、基礎的自治体である市町村での取組は重要である。

そこで、地球温暖化対策で顕著な実績が見込まれ、他の模範となる市町村を平成21年度から「環境みらい都市」として認定し、その取組を支援することとした。

「環境みらい都市」の優れた取組事例を広く発信することによって、他の自治体や県民の地球温暖化対策に対する関心を喚起し、低炭素社会実現に資する地域での有効な取組を埼玉県内に広く波及させることを目指すものである。

2 認定対象

認定対象は、地球温暖化対策に意欲的に取り組み、先進的な地球温暖化対策の取組を地域づくり、まちづくりに取り入れ、更にそれを発展させようとしている市町村とする。

3 認定申請

環境みらい都市への認定を希望する市町村は、別に定める「環境みらい都市」募集要領により、所要の書類を知事に提出する。

申請に係る取組は、市町村全域での取組だけでなく、一定のエリアで（モデル的に）実施する取組も可とする。

また、地球温暖化に資するものであれば、環境部門の部署が実施する取組である必要はない。NPO等、他の団体が実施主体となっている取組であっても、市町村が関与する事業であれば可とする。

4 選定の視点・基準

認定市町村の選定審査に当たっては、当該市町村の実施しようとしている取組が次の視点を備えているかを勘案し、評価する。必ずしも取組メニュー数の多寡や規模の大小を問うものではない。

① 先進性・独自の創意工夫

地球温暖化対策に関する新たな制度や仕組みなどを積極的に取り入れたり、独自の創意工夫をもって地球温暖化対策に取り組もうとしていること。

例)・自主参加型国内排出量取引制度への参加

- ・地域エコマネーの導入
- ・その他県内で既存事例の少ない取組 など

② 地域特性

地域の特性やポテンシャルを生かした地球温暖化対策の取組であること。

例)・農山村バイオマスや廃棄物のエネルギー活用

- ・再生可能エネルギーの利活用
- ・地産地消の徹底推進 など

③ 地域連携

地域の事業所、住民、NPOなどが連携・協働するなど、幅広い関係者の参加が見込める取組であること。

例)・実行委員会方式など、地域のあらゆる主体が参画する取組

- ・住民の多くが参加する（家庭や事業所などへの波及効果が高い）取組
- ・NPOの特性を活かした取組・提案への支援 など

④ 温室効果ガスの著しい削減

必ずしも高度で先進的な取組ではないが、地球温暖化対策を徹底して実施し、温室効果ガス削減の実績を上げた、又は実績を上げることが見込まれること。

例)・他の自治体と比較して、高い削減目標・実績

- ・再生可能エネルギーの積極的利用や徹底した省エネルギーの取組 など

5 認定審査

認定市町村を選定するための審査は、地球温暖化対策の検討に関する専門委員会（以下「専門委員会」という。）に設置した環境みらい都市認定等の検討に関する小委員会（以下「小委員会」という。）において協議して行い、認定候補市町村を知事に内申する。

小委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、別に定める。

6 認定等

認定市町村は、小委員会の内申を踏まえて、年1回、知事が決定する。

認定された市町村には、認定証を交付する。

知事は、「環境みらい都市」の認定を行ったときは、県内全市町村に対し、認定市町村名及びその取組を公表、周知する。

7 県の支援

県は、認定市町村に対して、次のような支援を行う。

- (1) 認定市町村の取組内容等を、県のホームページや主催イベント等を活用して積極的にPRする。
- (2) 認定市町村が温暖化対策などの環境イベントを開催する際、県は、積極的に共催・後援などを行う。
- (3) 市町村が希望し、県の各種補助メニューの要件に該当する場合は、これを活用することができるものとする。

例) ふるさと創造資金(地域元気アップ協働事業、地域づくり提案事業)、
商店街 CO₂削減・省エネ促進事業

8 取組状況の確認

知事は、必要に応じて、認定市町村の取組状況に関する報告を求めることができるものとする。

9 認定の取消

知事は、次のいずれかに該当するときは、小委員会の審査を経て、認定を取り消すことができるものとする。

- (1) 認定市町村から、認定取消の申し出があった場合
- (2) 取組状況の確認の結果、取組計画の実現可能性がない、又は著しく低いと認められるとき

10 事務局

認定に関連する事務を処理するため、埼玉県環境部温暖化対策課総務・企画調整担当に事務局を設ける。

11 スケジュール

- (1) 平成21年度
 - 12月 応募要領の公表
 - 1月 募集締切、内部評定
 - 2月 選定委員会（認定審査会）
認定・公表（環境みらい都市の認定結果について）
※ 認定された市町村は、応募時の提案に基づき、向こう2年間程度の具体的取組の計画を策定し、県に提出。
- (2) 平成22年度
 - 5月 募集開始
 - 8月 募集締切、内部評定
 - 9月 選定委員会（認定審査会）
認定・公表（環境みらい都市の認定結果について）
- (3) 平成23年度
 - 4月 募集開始
 - 8月 募集締切、内部評定
 - 9月 選定委員会（認定審査会）
認定・公表（環境みらい都市の認定結果について）